

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）】

教育委員会名	文京区教育委員会
指定したモデル地域名	文京区

概 要

モデル地域の構成（平成 26 年 1 月 30 日現在）

モデル地域 （学校設置者）の内訳	学校数 （学校種別）
文京区教育委員会	幼稚園 10 園、小学校 20 校、中学校 10 校

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

文京区には、巡回相談員を各学校に派遣する仕組みがあり、特別な支援を必要とする児童生徒への支援に力を入れている。また、特別支援学級設置校においては、巡回相談員による児童生徒の行動観察を基に、校内委員会において支援内容を検討している。

専門家チーム派遣事業も実施しており、各学校の要請に応じて特別支援教育の専門性が高い外部専門家等を派遣して、課題分析を行い、各学校での課題解決を支援している。また、言語聴覚士・作業療法士派遣事業も実施しており、各学校からの要請内容に応じた支援も行っている。

文京区では、特別支援学級に在籍する全ての児童生徒の個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成することになっている。

非常勤の交流及び共同学習支援員を特別支援学級設置校に 1 名以上配置し、交流及び共同学習を実施する際の教室移動、交流学級での指導補助等を担当させている。平成 25 年 1 月には、特別支援学級設置校における交流及び共同学習を実施する際のガイドラインも策定した。

こうした取組を背景として、文京区内における特別支援教育を一層推進するため、交流及び共同学習の研究を進めることにした。

2. 取組の概要

【教育委員会のモデル地域への支援に関わる取組内容】

特別支援学級設置校の交流及び共同学習について、教育委員会の担当者及び合理的配慮協力員等が年 3 回以上、各学校を訪問し、その取組状況を把握するとともに、交流及び共同学習のガイドラインに基づいた指導・助言を行った。

毎月開催される特別支援学級担任連絡会に出席し、各学校における交流及び共同学習の実践について報告するとともに、得られた成果の普及に努めた。

交流及び共同学習のガイドラインを周知するリーフレットを作成し、全ての小・中学校の全家庭に配布することにより、交流及び共同学習について理解・啓発を図った。また、本事業の実施に当たり、特別支援学級設置校の保護者に通知文を配布し、本事業の趣旨に対する理解・啓発を図った。

【モデル地域内における取組】

交流及び共同学習のガイドラインを作成し、それに基づいた取組を平成 25 年 4 月より各学校で行い、特別支援学級と通常の学級間での交流及び共同学習に積極的に取り組んだ。

校内での実施体制としては、交流学級担任と特別支援学級担任との連携を密にし、当該児童生徒の学習の状況やその日の状態を把握した上で交流及び共同学習を実施する体制が構築された。また、ガイドラインに示されている学校行事、日常の学校生活場面、教科の学習、特別活動などの様々な学習場面を設定するように工夫した。

3. 成果及び課題

【成果】

交流及び共同学習のガイドラインにおいて、日常の学校生活、学校行事、特別活動、教科の学習などの場面で留意すべき様々な観点を示し、各学校での交流及び共同学習の推進への活用を促した。これによって、特別支援学級担任と通常の学級の担任との連携が密になり、週の指導計画の共有化による円滑な実施に結びついた。

交流及び共同学習支援員の活用により、児童生徒への支援体制の工夫が図られた。その結果、対象児童生徒が大集団の中でも安心して学校生活を過ごすことができるようになり、交流学級の仲間と同じ内容の学習に取り組むことで、自己肯定感が高められ、達成感を味わうことにもつながった。

交流及び共同学習を積極的に進めたことにより、対象児童生徒と教職員との関係も広がり、休み時間を交流学級担任と過ごしたり、交流学級の友達と過ごしたりする姿が見られるようになった。通常の学級の児童生徒と特別支援学級の児童生徒の間にも仲間意識が生まれ、親しく声を掛けてくれる児童生徒も出てくるなど、障害のない児童生徒間において、特別支援教育あるいは障害特性に対する理解が進んだことを実感できた。

交流及び共同学習支援員の活用により、児童生徒への支援体制の工夫が図られた。

【課題】

- 交流学級の児童生徒への障害に対する一層の理解・啓発を図る必要がある。
- 交流及び共同学習の土台となる特別支援学級での指導の一層の充実を図る必要がある。専門性の向上につながるような教員の研修体制の充実などを検討していく必要がある。
- 交流及び共同学習を充実させ、実施する回数を多くするほど、特別支援学級における指導時間が少なくなってしまう。児童生徒一人一人の教育課程上の実施時数も異なる。しかし、保護者からは、より多くの交流及び共同学習を望む声も寄せられており、教育課程上の扱いをどのようにしていくべきかを慎重に検討していく必要がある。